

るため、注意を要する。

注2) 乳幼児の場合、子どもの様子をよく観察して判断する。また、親に会いたいと言っている場合、保護者へのファンタジー（→p. 28参照）を強く持っていたり、保護者への忠誠心から面会拒否をしなかったりする場合があるので、注意を要する。

②初回面会の方法

- ・日時、場所、面会時のルールなどについて、事前に保護者と約束をする。
- ・子ども担当職員・保護者担当職員・施設長が立ち会う。

③初回面会における観察

- ・職員の立ち会いによって、保護者が職員に監視されていると感じることのないよう留意する。
- ・必要に応じて介入を行うが、初回面会はアセスメントの意味合いが強いため、できるだけ保護者の自発的なかかわりを観察できるよう工夫する。

④初回面会の評価

* 誰が来るか

* 施設職員と信頼関係が築けるか

面会時間やルールなど、施設との約束を保護者が履行できるかどうかは、援助プログラムを次の段階に進める際の判断において重要である。

* 保護者の子どもとのかかわり

評価のポイント	具体例
保護者の言葉や振るまいの自然さ	表情、声の調子、身体接触の量や抱き方、子どもへの視線などが自然である。 例えば、以下のような行動がみられない。 ・「子どもはかわいい」といいながらも、接触を避けることがある。 ・腕を伸ばして自分の身体から遠ざけるように抱く。 ・近づいてきた子どもに手を差しのべない。 ・近づいてきた子どもを抱き上げるが、自分の膝にはのせず、自分の隣へ座らせる。 ・子どもの方を見ない、子どもに声をかけない。
身体的暴力や衝動的な行動がないか	・子どもをたたく、子どもに対して声を荒げる、などの行動がみられない。
子どもに対する応答性がどの程度あるか	<乳幼児期> ・全般的に、子どもの行動、反応に合わせて関わっている。 ・授乳、食事介助等、子どもに合わせたペースで行っている。 ・子どもが泣いた時、そばへ寄り寄り抱き上げたりする。 ・泣きの意味を理解しようとしている。 ・子どもが笑ったり声を発した時、保護者も笑ったり言葉をかけたりする。 ・子どもの体の動きに合わせて抱いている。 ・子どもが抱きついてきた時、しっかり受け止めている。 ・子どもが嫌がっているときは無理に抱こうとしない。 <幼児期、児童期以降> ・子どもの話や活動に注意を向け、丁寧に反応している。 ・子どもの興味に合わせて活動を促すようにしている。 ・子どもの気持ちを読みとろうと心がけている。 ・子どもの調子がよくないときや、活動に気持ちが向いていないときには、柔軟にペースを変えることができる。
育児スキルはあるか	抱く、あやす、授乳する、沐浴する、食べさせる、おむつを替える、などの育児スキルはどの程度あるか。

別れの様子	・子どもと別れるときに、あっさりとは別れないで、寂しそうな表情をしたり、別れを惜しんだりする。
面会後の様子	・面会について、よい体験として語ることができる。 ・負担感、怒りや嫌悪の感情などネガティブな気持ちを感じていた場合には、それらについても語ることができる。 ・次回の面会への期待感が見られる。

*** 子どもの保護者とのかかわり**

評価のポイント	具体例
保護者を安全基地としているか	・いつも保護者から離れている、あるいはいつも保護者のそばにいる、というのではなく、例えば遊びに行きしばらくすると保護者の所へ戻ってきて、また遊びに出かける、といった行動が見られる。 ・怖がったり、機嫌が悪くなったりしても、保護者が抱いたり話しかけたりして慰めるとすぐに落ち着く。
身体的接触・接近を喜ぶか	・保護者と二人だけになっても緊張したり、不安になったりしない。あるいは、保育者が同席しているとその場で遊ぶことができる。 ・保護者に対して「イヤ」「きらい」と言う、保護者が近づいて抱き上げようとするとその手を払いのける、といった保護者への拒否的な態度が見られない（人見知りの時期かどうかを考慮すること）。 ・保護者が抱き上げると、自分の腕を保護者の肩に回したり、手をのせたりする。 ・保護者が求めたり、身振りで促したりしなくても、自分から抱きついたり、身体をもたせかけたりして甘える。
情緒を共有しようとするか	・保護者の姿を見つけると、笑顔になって話しかけたり、手を振ったり、おもちゃを見せたり、駆け寄ったりする。 ・新しくおもちゃになるものを見つけると、保護者のところに持ってきたり、部屋の向こうから見せたりする。
素直に従うことができるか	・保護者が、何か物を「持ってきて」、あるいは「ちょうだい」と言ったならば、素直にそれに従う。
別れの様子	・保護者と別れるときに、あっさりとは別れないで、寂しそうな表情をしたり、別れをいやがって泣いたりする。
面会後の様子	・生活の乱れや荒れた行動、情緒的な混乱など（大人を過度に怖がる、むさぼるようにミルクや食事をとる、夜泣きなど）が見られず、落ち着いた様子である。 ・面会について、よい体験として語れる。 ・次回の面会への期待感が見られる。

* 観察のポイントとして、『乳児院における家庭支援専門相談員ガイドライン』⁴⁾の「面会時の対応」が参考になる（→資料3）

⑤初回面会后

- ・面会時の観察記録を書く。
- ・面会で気になることを明確にする（保護者の拒否的な言動、保護者と子どもとの緊張したようす、子どもの保護者に対する拒否的な言動、など）。
- ・次回以降の面会は、いつごろ、どのような方法で可能か、施設としての判断をする。
- ・児童相談所への報告と協議
初回面会についての報告を行い、今後の面会についての意見交換を行う。



可能であれば面会の許可を得て、次回の面会を設定する。

(2) 初回以降の面会

- ・保護者に面会依頼する。
- ・面会についての約束事（いつ、どこで、どのくらいの時間、同席者の有無など）を保護者に伝える。
- ・面会について子どもに説明する。
- ・今後の面会時に予想される保護者および子どものストレスと、その解消法を検討する。
- ・面会時には、面会時間の延長などをせず、規則通りに対応を一貫させた方がよいケースもあるので、その判断も必要である。
- ・面会が禁じられている家族に対しては、窓口できっぱり断ることが必要である。ただし、それと同時に、施設としての援助を継続していくことを伝え、保護者の動機づけを維持する働きかけを行うことが重要である。
- ・電話での連絡についても同様の点に留意する。

①面会が可能となる条件

「初回面会が可能となる条件」に準ずる（→p. 24 II-4-4. 面会（1）初回面会とその評価

①初回面会が可能となる条件・不可能である条件 参照）。

* 面会が不可能である条件

「初回面会が不可能である条件」に準ずる。

②面会の方法：いつ、どこで、誰と、どのように

* 面会場所（面会室／保育室）

面会場所は、施設の状況や基本方針によって異なるが、保護者の状況や子どもの状況など、そのケースのもつ諸条件を考慮して選択することが必要である。例えば、子どもの年齢がある程度大きくなると、他児に保護者の顔を見られたり、親子の会話を他児に聞かれたりすることを嫌がる子どもが出てきたり、あるいは保護者が面会に来た子どもを後で他児がいじめる、といったこともあるため、保育室での面会には十分な配慮が必要である。他方、特に乳児院など低年齢の子どもの場合には、保育室で面会することによって、他の子どもの様子や保育者と子どもとの関わりを直接見ることができ、保護者に多くの気づきを期待できる。また、具体的な養育技術についても、面会時に子どもと過ごしながら習得できるように援助することが可能であるなど、保育室での面会の利点も多い。面会室と保育室の長所と短所をふまえ、ケースの特性に合わせた選択が重要である。

子どもの居所を保護者に伝えていない場合には、児童相談所などで面会することもある。

* 面会時間

- ・子どもへの影響を考え、面会の時間帯や長さについても配慮する。
- ・ケースによっては、家族と子どもに最適な状況を「お膳立て」する配慮が必要になることもある。家族の事情や子どもの状態に合わせて柔軟に対応したい。
- ・面会の頻度について、ケースによっては配慮する。乳幼児の場合は、可能な範囲で多くしたいが、面会に来るといって実際には来なかったりすることは、子どもの心を傷つけるものである。不規則な面会も子どもの不安定さをもたらすことに十分配慮する。

③面会中

- ・ケースに応じて担当職員も付き添う。その他のケースにおいても、定期的に面会に立ち会い、親子のかかわり方などを観察・記録しておくことよい。
- ・職員の立ち会いは、面会が安全に進行するよう見守るという意味がある。
- ・職員の立ち会いによって、保護者が職員に監視されていると感じることのないよう留意する。
- ・必要に応じて介入を行う。
- ・直接的な介入だけでなく、職員がモデルとなって、子どもとのかかわり方を見てもらうことも大切である。

④面会の評価

「初回面会の評価」に準ずる（→p. 25 II-4-4. 面会 ④初回面会の評価 参照）。

⑤面会后

- ・面会時の観察記録を書く。
- ・面会で気になることを明確にする（保護者の拒否的な言動、保護者と子どもとの緊張したようす、子どもの保護者に対する拒否的な言動、保護者と子どものやりとりや意向のずれ、など）。
- ・面会プログラムがある程度進行したら、いつごろ、どのような方法での外出が可能か、施設としての判断をする。
- ・児童相談所への報告と協議
面会プログラムの経過についての報告を行い、外出プログラムに移行してもよいかどうか、意見交換を行う。

↓

可能であれば外出の許可を得て、外出の日程を設定する。

⑥面会がない場合の対応

* 保護者への対応

保護者に対して電話や手紙などで面会を促す方法もあるが、保護者の生活状況や心のありようを考えずに連絡をとると危険な場合もある。例えば、以下のような場合である。

- ・カウンセリングを受けている場合、そのプロセスにおいて、他者への依存傾向が強まる場合がある。そのようなときの面会では、子どもに対して、いかに自分がつらい思いをして子育てをしているかについて訴え、子どもの理解を得ようとする場合があるので、注意が必要である。
- ・失業やDV等の危機的状況が出現している場合、子どもに対する依存傾向が強まったり、あるいは子どもに対して理不尽な怒りをぶつけてしまったりしかねない。
- ・新しい恋人ができた等、子ども以外の依存対象が出現したときに面会の連絡をすると、かえって子どものことを負担に感じてしまう恐れがある。

こうした場合、児童相談所をはじめとする関係機関との連携に基づき、面会を計画することが大切である。ケースによっては、施設ではなく、児童相談所に連絡をとってもらうことも考慮すべきである。

施設としては、個別で直接的な内容ではない「施設便り」等に子どもの状況を書き加えて、いわば子どもを預かる者の務めとして定期的に郵送すると有効である。子どもの情報を継続して発信してゆくと、保護者の心を動かすチャンスをつかめることがある。また、電話や手紙で連絡をとる場合、施設の祝会やクリスマス会など行事への招待を兼ねて呼びかけると、保護者も施設へ足を向けるきっかけをつかみやすいと思われる。子どもの写真を送るといった工夫をしているところもある。

* 子どもへの対応

子どもに対しては、面会がない理由等について嘘をつかないことが原則である。これは、単純に、嘘であることが明らかになってしまう危険性の問題や、倫理的問題に還元して考えてはならないことである。というのも、嘘をつくことによって、保護者に会いたい子どもの気持ちが強ければ強いほど、子どもの中のファンタジーを大きくしてしまうからである。

ここでいうファンタジーとは、精神内界の働きによって作り上げられた、現実とは異なる保護者像及び保護者に関するストーリーのことである。往々にして、「素敵な保護者像」が作り上げられているために、現実の保護者と会ったときのショックは、ファンタジーが大きければ大きいほど、衝撃的なものになる。

ファンタジーを作り上げることで、保護者が面会に来ることができないことを子どもの方で合理化することになり、子どもとしては、「保護者から見捨てられてしまうのではないか」という不安を回避することができる。しかし、子どもの長い人生を考えた場合、子どもはど

こかで（主として思春期以降の課題であろう）、保護者がどのような思いでいて、どのように過ごしているのかを現実的に理解することが必要である。こうした長期的な子どもの自立支援のための課題を踏まえて、嘘をつくことで、不安ないしファンタジーを強化するよりも、現実的な寂しさやつらさ、怒りなどを受容する援助を展開することが好ましいと考えられる。

4-5. 外出

- ・外出時に予想される保護者および子どものストレスと、その解消法を検討する。
- ・保護者に外出依頼する（ただし、保護者に無理をさせないこと）。
- ・外出についての約束事を保護者に伝える。
- ・外出について子どもに説明する。外食や買い物、レジャーなど、保護者に過度の経済的負担を与えすぎないように、子どもにも無理なおねだりをしすぎないように事前に話しておいた方がよい。

①外出が可能となる条件・不可能である条件

	外出が可能となる条件	外出が不可能である条件
保護者の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した形で面会がある。 ・外出中におこりうる子どもの問題に対応できる力が育っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した形で面会がない。^{注1)} ・強引な引き取りのおそれがある。
子どもの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・体調がよい。 ・保護者との面会時および面会后に安定している。 ・保育の場から離れても安定している。 ・子どもが希望している。^{注3)} 	<ul style="list-style-type: none"> ・体調不良（熱がある、など） ・保護者に会うと著しく不安定になる。 ・保育の場から離れると不安定になる。^{注2)}
施設の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・外出時（後）にトラブルが起こった際のための、施設としての「対応マニュアル」（想定される失敗と、その後のフォローアップ等）が準備されている。 	

注1) 約束を守る力が備わっていない、情緒的な安定感が著しく保たれていないなどが理由として考えられる。このような場合、外出中に問題が生じたときに、施設に緊急連絡をすることができないといったことにもつながりかねない。

注2) 職員との愛着関係の形成が未成熟であることなどが理由として考えられ、施設入所間もない頃の外出には慎重でなければならない。

注3) 乳幼児の場合、子どもの様子をよく観察して判断する。

②外出の方法

外出の可否についての決定は、虐待の程度などケースによってかなり慎重にすべきであり、もし外出する場合でも、はじめは担当職員が付き添う、あるいは複数の保護者で外出する（母親が虐待者なら父親が付き添う）など、周囲の協力も必要となる。

外出プログラムを実施する際は、時間、場所、内容についても事前によく検討しておく。

③外出中

保護者と連絡がとれ、子どもの安全が確認できるようにしておく。外出時に、外出先と連絡方法（保護者の携帯電話の番号など）を記入してもらう。また、外出先から施設への連絡方法（施設の電話番号など）についてメモを渡し、ケースによっては「お昼に一度連絡を入れる」といった約束をするなど、外出中の安全確保について確認しておく。

④外出の評価

- ・どう過ごしたか、楽しく過ごせたか、問題はどうか解決したか、について親子双方から聞き取る
- ・報告する際の保護者の表情、言動

- ・子どもの表情、言動
- ・施設に戻る時間など約束が守れたか
- ・次の外出への期待感の有無

4-6. 外泊

- ・いつ、どのような仕方での外泊が可能か判断する。
- ・児童相談所と外泊についての意見交換を行い、外泊の許可を得る。
- ・外泊時に予想される保護者および子どものストレスと、その解消法を検討する。
- ・保護者に外泊依頼する。
- ・外泊についての約束事を保護者に伝える。
- ・外泊について子どもに説明する。
- ・保護者との信頼関係がすでにあり、援助が可能であることが十分に確認されている人（家族、親族、主任児童委員、民生・児童委員など）がいる場合には、外泊中の協力依頼をする。
- ・外泊中、だれが家を出入りするか（したか）聞いた方がよいケースもある（例：内縁、元配偶者、友人など）

①外泊が可能となる条件

まず、安定した形で面会・外出があり、親子交流プログラムの展開として、次の段階である外泊へと進んでもよいという判断が必要である。面会・外出の記録を見直し、保護者、子ども、両者の関係についての評価（→p. 24 II-4-4. 面会, p. 29 II-4-5. 外出 参照）に基づいて総合的に判断する。

さらに、家庭が物理面（生活環境、設備など）においても情緒面（保護者との愛着関係など）においても安全な場所であることが必要である。物理面については、ケースワーカーや施設職員が（あるいは他機関に頼んで）家庭訪問したうえで判断することが必要であり、情緒面については、親子交流プログラムにおける評価をもとに、親子関係の修復と虐待再発のリスクの程度について、よく見極めることが必要である。これらについては、外泊の前に、子どもと長時間過ごしたり、夜間の状況について「練習」したりするために親子宿泊室を活用することなどが効果的なケースもある（→p. 32 II-4-7. 宿泊体験等 参照）。

具体的には、以下の条件が挙げられる。

<外泊が可能となる条件>

	外泊が可能となる条件	外泊が不可能である条件
保護者の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した形で面会・外出があること ・虐待行為の自覚や反省がある。^{注1)} ・愛着関係がある程度安定している。 (子どもとのつながりをほどよいものとして認識できている) ・保護者自身や家族の問題^{注2)}をある程度解決できている。 ・家庭が物理的に安全な場所である。^{注3)} ・子どもと家族の関係の修復が進み、虐待のリスクがないと判断できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した形で面会・外出がない。 ・強引な引き取りのおそれがある。
子どもの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康状態、体調がよい。 ・愛着関係がある程度安定している。 (保護者に対して安定した愛着行動を示す。) ・子どもが希望している。^{注4)} ・危険なときに子どもが自分を守り、逃げるなどの対処ができる。^{注5)} 	<ul style="list-style-type: none"> ・体調不良（熱がある、など） ・保護者に会うと著しく不安定になる。 ・保育の場から離れると不安定になる。

施設の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・外泊時（後）にトラブルが起こった際のための、施設としての「対応マニュアル」（想定される失敗と、その後のフォローアップ等）が準備されている。 ・外泊中に安全の確認ができる体制（セイフティーネット）が整っている。
-------	--

注1) 虐待の自覚や反省を保護者がどんな言葉で語っているか、施設としても把握できていることが必要である。

注2) 精神的・身体的健康状態、家族の育児能力、経済状態や住居の状態、周囲のサポートなど

注3) p. 23 II-3-3. 家庭訪問<家庭訪問における生活環境の確認>を参照のこと。

注4) 乳幼児の場合、子どもの様子をよく観察して判断する。

注5) 乳幼児には困難なため、外泊の可否について特に慎重な判断が求められる。

②外泊の方法

- ・初めての外泊時には、施設の日課とともに事故や食中毒に関する注意事項などを十分に伝える。
- ・できるだけ保護者の日常の生活に近い生活をしてもらう。
- ・具体的な「宿題」を出すことも考えられる（「おうちでどこまでできるか、どこが大変だったか、帰ったときに教えてください」、「どんな場合にイライラしたか、記録してきてください」など）。
- ・送り出すとき、外泊先の住所や電話番号を記入してもらい、確認する。
- ・施設から出かけるときの子どもの表情や家族の対応を観察しておく。
- ・外泊したこと、外泊時の様子を児童相談所などに報告する。必要に応じて、次回の外泊について協議する。
- ・外泊の期間は、原則として1～2泊から徐々に延長する。

③外泊中

- ・保護者からの報告（電話）、あるいは施設から電話による確認を行う。
- ・外泊が長い場合、途中の家庭訪問も検討する。
- ・家庭訪問は、ケースワーカー、保健師、施設職員、民生・児童委員など、保護者との関係ができている人が行う。家庭訪問をしないときは、祖父母などキーパーソンとなれる人が、親子を見守っていることが重要である。
- ・途中で不都合が生じたら、無理して継続しないように伝える。
施設と約束したからという理由で、保護者が無理することは好ましいことではない。保護者には途中で中止する勇気をもってもらえるよう慎重な対応が必要である。中止によって、親子交流プログラムの進行を後戻りさせるなど、保護者にペナルティが課されないよう配慮する。

④外泊の評価

外泊の評価は、家庭復帰の決定につながることを念頭において慎重になされるべきである。外泊中の様子を保護者および子どもから詳しく聴く。場合によっては別々に聴く必要もある。外泊時の様子や保護者の気持ちを理解するためには、家族が簡単に記入できるような記録用紙をあらかじめ渡しておくことも一つの方法であるが、負担にならない程度にする(→②外泊の方法 参照)。

保護者の様子	<ul style="list-style-type: none"> ・施設へ戻る日時など約束が守れること ・疲れやうんざりした様子などが見られないこと ・外泊時の様子や出来事を具体的に語れること ・よかったことだけでなく、うまくいかなかったこと、悪かったことを含めて、体験をありのままに語れること ・子どもと別れるとき、あっさりと別れないで、寂しそうな様子や名残惜しそうな様子があること ・次回の外泊への期待感が見られること
--------	---

<p>子どもの様子</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・きちんと世話をされていた様子があり、不潔でないこと ・傷がないこと（外傷があればすぐに写真をとり、状況に応じて受診する） ・保護者と別れるとき、後追いや寂しそうな様子、名残惜しそうな様子があること ・その後に生活の乱れや荒れた行動、情緒的な混乱など（大人を過度に怖がる、むさぼるようにミルクや食事をとる、夜泣きなど）が見られず、落ち着いた様子であること ・よい体験として語れること ・次回の外泊への期待感が見られること
---------------	---

* 家族や子どもの様子について、変化や気になる点がある場合は、児童相談所や他機関へ連絡する。外泊時の保護者の負担感が大きい、適切な養育を行うことが困難である、子どもの心理的負担が大きい、家庭環境に変化が生じたなど、外泊プログラムの継続が危ぶまれる場合には、児童相談所との協議を行う。ケースによっては、外泊の期間を短くする、頻度を減らす、一時中断する、といった対応も必要である。その際には、保護者と子どもが納得できるように、理由をよく説明し、今後の見通しについて明確に提示することが不可欠である。

4-7. 宿泊体験等

親子で宿泊できる部屋を持っている施設は多くないが、一緒に泊まるということには、外泊の練習としての意味もある。

また、親子で参加できるプログラム（キャンプなど）も有効である。

5. 援助の効果についての評価—子どもと保護者との関係についての見極め

親子関係の再形成や修復の状況など、短期的援助目標がどの程度達成されたかについて、まずよく確認する。そして、家庭復帰か自立か、里親委託の可能性はあるか、など中・長期的援助目標を含めた援助計画全体の再検討を行う。

① 短期的援助計画の評価

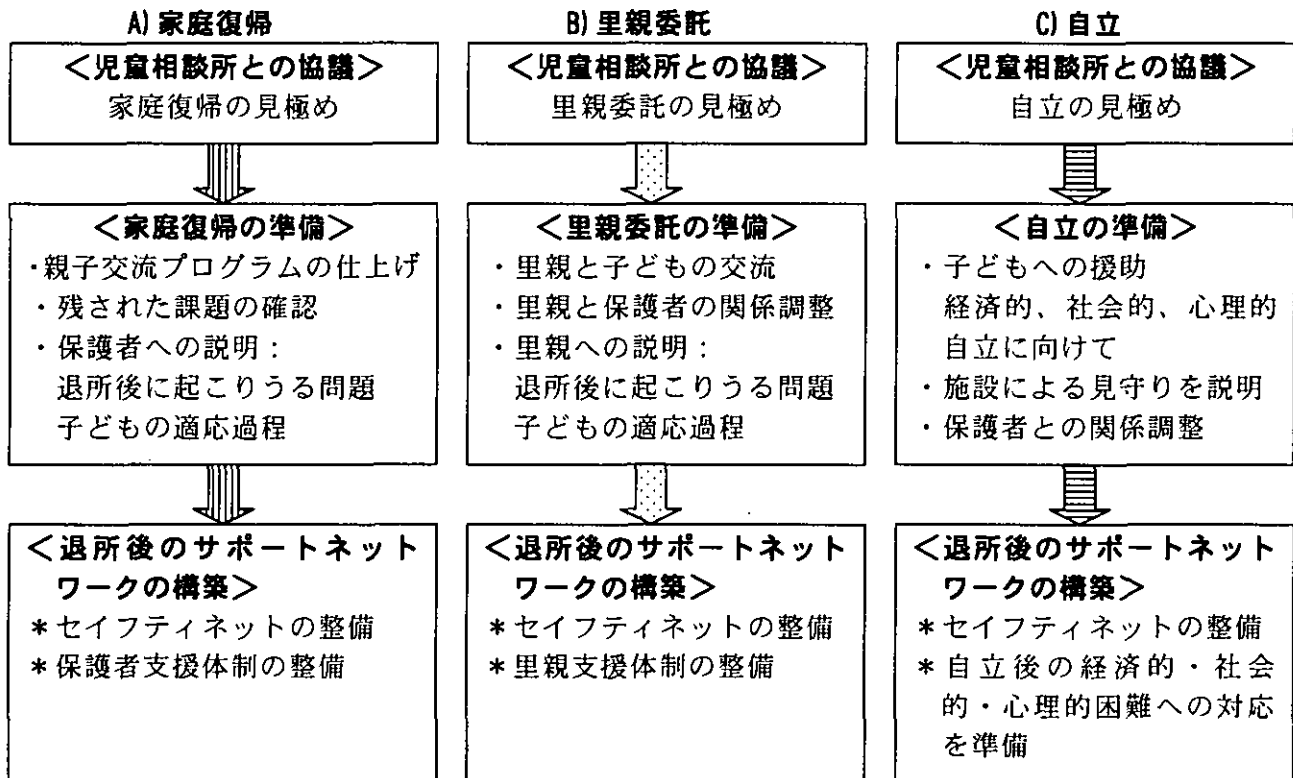
保護者の意向、子どもの意向、面会・外出・外泊等における保護者と子どもそれぞれの様子、親子の相互作用の様子、親子交流プログラムの進行状況から、子どもと保護者との関係性について、どの程度修復あるいは形成されてきたかを判断する。

② 中・長期的援助計画の検討：A) 家庭復帰／B) 里親委託／C) 自立

さらに、保護者自身の状況、家族の状況、家族を支える資源の状況、保護者の意向と子どもの意向等を考慮して、最終的に家庭復帰を目指すのか、あるいは自立を目指すのか、里親委託の可能性など他の選択肢も用意しながら、援助の方向性を検討する。

Ⅲ. 退所前

【援助の概要】



【具体的取り組み】

いずれのケースにおいても、子どもや家庭の意向の確認を十分に行うことが重要である。

A) 家庭復帰の場合

1. 家庭復帰の見極めについての協議

最終的に家庭復帰を決めるのは児童相談所だが、施設としての判断をもって児童相談所との協議を行う。判断の難しいケースについては、関係機関との協議を繰り返してもらう。施設側の判断材料としては、面会時や外出・外泊時の記録が欠かせない。現在の子どもと家族の状況を整理し、入所時からの変化を概観する。「大丈夫」「心配」といった印象も大切だが、記録に基づいて具体的に明らかにすることが、家庭復帰の可否を判断するためにも、退所前や退所後の援助計画を考えるためにも必要である。

<家庭復帰による退所の条件>

保護者・家族の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭引き取りを希望している。 ・虐待を反省、自覚している。 ・安定した面会、外出、外泊がある。 ・親子の間に愛着関係が形成されている。^{注1)} ・保護者の精神的・心理的な安定が回復され、ストレスに対する対処が可能である。 ・生活・養育の準備ができていない（経済的な安定、養育技術の獲得など）。 ・家族全体で子どもを迎える態勢にある。^{注2)} ・援助者に対してSOSを発信できる。
子どもの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭復帰を希望している。^{注3)} ・親子の間に愛着関係が形成されている。 ・援助者に対してSOSを発信できる。^{注4)}

援助体制 の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネットが構築されている。 保護者がSOSを発信できること、子どもも自分でSOSを発信できる。 それらのSOSを受け止められる機関や人がいる。 それらの機関が連携をとって迅速で的確な対応ができる体制が整っている。
---------------------	--

- 注1) 保護者と子どもとの愛着関係の形成状況については、年齢によって判断材料が異なることに留意する。
- 注2) 子どもの居場所、家庭内での位置という意味から大切である。面会・外泊が良好でも、いざ引き取ると子どもにとって居づらくなることもある。また、経済的・心理的に子どもを必要としている場合がある。安易な家庭復帰は危険もあることに留意する。
- 注3) 外出・外泊時、一時的に保護者の虐待行為がなかったために、すぐに「家へ帰りたい」と希望する子どももいる。しかし、見極めが不十分な段階で家庭復帰させた場合、再び虐待を受けることもあることに注意する。
- 注4) 乳幼児には困難なため、家庭復帰には特に慎重な判断が求められる。

2. 家庭復帰の準備

2-1. 親子交流プログラムの仕上げ

子どもの家庭への適応、保護者や家族の子どもへの適応が重要である。家庭復帰が決まったら、それまでの親子交流プログラムの記録を見直し、残された課題や、退所後に起こりうる問題を抽出し、それらに集中的に取り組むことによって、親子交流プログラムの仕上げを図る。可能であれば、施設内の親子宿泊室を利用して、集中的に養育技術の獲得のための援助を行うことなども効果的である。

2-2. 退所に向けた家族の準備への援助

1) 保護者・家族の問題への援助

経済的問題や家族関係の問題等、生活全般にわたる問題解決についての最終的な援助を行う。

2) 家庭の生活環境の整備：事故防止のための援助

家庭の生活環境の整備について助言し、退所後の事故防止に向けて援助を行う。家庭訪問による家庭環境の最終的な確認も行えるとよい（→p. 22 II-3-3. 家庭訪問 参照）。

<家庭訪問における生活環境の確認>（p. 23より再掲）

生活の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・物が散乱している ・洗濯物、食器などが片づけられていない ・ガス、水道等が使えない ・台所用品など、生活に必要なものがそろっていない ・狭すぎる ・寒すぎる、暑すぎる
衛生状態	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄物の臭い、食べ物の腐った臭いがする ・ペットの飼育状況（餌、排泄物の始末など）
危険性	<ul style="list-style-type: none"> ・事故が起きやすい（階段が急すぎる、ストーブがむきだし、浴室のドアが開けっ放し、タバコ、お酒などが子どもの手の届く所にある、など） ・暴力の行使を疑わせる跡がある（ガラスが割れている、家具が壊れている、など） ・薬物の使用を疑わせる物がある

3) 家庭復帰後の適応過程についての説明

家庭復帰後の適応過程で生じうる、子どもおよび保護者の問題や行動(の変化)について説明し、理解を促すとともに対処法などについて助言する。

適応過程は月単位、年単位の時間がかかる変化であること、個人差が大きいことについての説明も欠かせない。

子どもの変化		保護者・家族の変化	
① 不安・緊張	不安定な睡眠 摂食（食欲低下など）の問題 排泄（夜尿）や入浴の問題 笑わない、元気がない、暗い よく泣く 特定の人、不慣れな場所を怖がる 抱かれてばかり 必要以上に「良い子」 高い能力を示す	① 不安・緊張	不安、緊張 とまどい イライラ 睡眠など生活ペースの乱れ
↓	↓	↓	↓
② 慣れ・甘え・ わがまま	甘える できていたことをしなくなる 愛情確認 顔を見ながらいたずらする 執拗さ 怒りやすい 激しい感情の変化 人を怒らせ挑発する言動 身体接触を嫌がる 視線を合わせない	② とまどい	とまどい イライラ 無力感 被害的気分
↓	↓	↓	↓
③ 依存・退行	できることもやって欲しがる 赤ちゃん返り（おむつ・哺乳瓶） 赤ちゃん言葉 母親の乳房を吸いたがる 指しゃぶり 怒りやすい 激しい感情の変化 人を怒らせ挑発する言動 身体接触を嫌がる 視線を合わせない	③ 疲労感	疲労感 イライラ うんざりする気分 先の見えなさ
↓	↓	↓	↓
④ 安定	保護者への愛着・信頼関係の成立 情緒の安定 行動問題の軽減 生活の安定	④ 安定	子どもへの愛着・信頼関係の成立 情緒の安定 家族としての一体感 生活の安定

4) 他資源の紹介

退所後の援助について見通しを立て、必要な社会資源を紹介することが大切である。特に保育所は、申請期間や料金、空き状況などを把握しておく。認可保育所の場合、家族に同行して事情を説明する、児童相談所から連絡してもらう、などの方法によって入所が優先されることもある。

3. 退所後のサポートネットワークの準備

関係諸機関によるネットワーク会議を開催し、退所後のサポートネットワークの構築に向けて、準備を行う。

また、このような援助のためのネットを組んでいることを、保護者と子どもにも説明しておく。

- ・主催者、参加者（参加機関）、役割分担を取り決める。
- ・退所後の援助の中心となる機関（児童相談所、保健所・市町村保健センター、保育所など）に子どもや家族についての情報を引き継ぎ、見守りを依頼する。
- ・家庭復帰によって、子どもが通う学校（保育所、幼稚園等）が変わる場合、それらの機関にも参加を求め、打ち合わせを行う。保護者が学校等への通知を嫌がっている場合は、予め保護者の意向を確認し、伝え方等を調整して保護者の了解を得るようにする。
- ・地域に虐待防止ネットワークが立ち上がっている場合、事務局に連絡してサポートネットワークを作る。

B) 里親委託の場合

1. 里親委託についての協議

A) 家庭復帰の場合に準ずるが、児童相談所との連携のもとで、里親と子どもの意向を慎重に確認することが必要である。また、里親養育に何を望むか（専門里親養育か、長期養育か、など）を明確にすることも必要である。

2. 里親委託の準備

2-1. 里親との交流

委託の話が出るまで生活を共にしたことがなく、里親と子どもとの関係形成に難しさがあることに留意する。里親との面会、交流、外泊により、子どもが里親（里親家庭）に適応できるよう援助する。

里親に対しては、退所後に起こりうる問題、適応過程についての説明が欠かせない。また、子どもと保護者（実親）とのかかわりをどのように調整していくのかについても検討し、必要に応じて関係調整をする。

2-2. 里親への援助

里親に対しては、退所後に起こりうる問題、適応過程についての説明が欠かせない。特に、被虐待児であることによる特別な課題、例えば人へのなじみにくさなどについて、きちんと説明しておく必要がある。また、施設という枠のある生活では表さなかった問題を里親家庭では表すことがある点にも注意が必要である。虐待を受けた子どもを養育する際におこりやすい困難や、かかわりにおける留意点などについてよく理解してもらうことが大切である。

必要に応じて『子どもを健やかに養育するために－里親として子どもと生活するあなたへ』⁶⁾などを参考に、里親委託のためのプログラムを作成するとよい。

3. 退所後のサポートネットワークの準備

退所後を見越して、里親あるいは子どもが困った時にはすぐにサポートを求められる体制、問題や困難に対してすぐに対応できる体制を整えておくよう配慮することが大切である。里親は「よい親」であろうとする気持ちをもつことが少なくない。しかし、熱意だけではうまくいかないのも、疑問点、困ること、心配なことなどを表明しやすいように配慮し、あらかじめサポート体制（例えば、レスパイトケア等）を整えておくことが必要である。

C) 子どもが自立する場合

1. 自立への援助

自立には、経済的、社会的、心理的な面がある。こうした自立が達成できるためには、入所当初からのきめ細かい養育が必要である。子どもが自立するために必要な援助は何か、具体的な支援計画を立て、着実に実践を積み重ねることが不可欠である。自立への具体的な援助にあたっては、自立援助ホームの利用についても検討するとよい。

また、困ったときにはいつでも相談にくるよう伝えて見守りの姿勢を示すこと、あるいは相談できる人を見つけておくことが何よりも必要である。

①経済的自立について

- ・就労し、就労が継続するように、基本的習慣（あいさつをする、遅刻をしない、わからないことはたずねる、など）を身につけるよう指導しておくことが大切である。
- ・ハローワーク（公共職業安定所）、福祉事務所、銀行や預金・貯金のしくみ、もらった給料などをすぐに使い切ってしまうないように計画的な支出をすることなどを教えておく。携帯電話などの支払いを遅滞しないなど、具体的に教えることが大切である。消費者金融に手を出さないことも強調する。

②社会的自立について

- ・自炊や買い物、近隣へのあいさつ、ゴミの出し方、回覧板を次の人へ伝えること、各種届け出の手続き、アパートなどの借り方と保証人、医療機関へのかかり方と保険証の大切さなどを教える必要がある。
- ・退所後に親や親族の支援が望めず、賃貸契約時などに保証人になる人がいない場合、どのように自立を援助していくのか、あらかじめよく検討しておく。

③心理的自立について

一人で過ごせること、そのための楽しみ・趣味などを持つこと、異性との付き合い方と望まない妊娠を避けるための知識などを教える必要がある。

④見守りの姿勢を伝えること

何よりも大切なことは、困ったことがあったらいつでも相談に来てよいと伝えることである。退所後も見守る人がいること、決して一人ではないことを具体的に伝える。例えば、週に2日は施設に夕食を食べに来たり、入浴に来たりしてもよいなど、一定のルールを決め、突然すべて一人でやる暮らしとなって孤立することのないよう配慮する。

<自立への援助において確認すべき項目(1)>

項目	(子ども自身のコメントから評価する)
これから就職する職場・職業について、どう思っているか	積極的・意欲的 ⇔ 消極的・否定的 (具体的に)
自分の家族・親について、どう思っているか	好意的・肯定的 ⇔ 嫌悪的・否定的 (具体的に)
自分の結婚について、どう思っているか	積極的・意欲的 ⇔ 消極的・否定的 (具体的に)
余暇の過ごし方について、どうなりそうか	友達と過ごす ⇔ 一人で過ごす 趣味がある ⇔ 趣味が特にな (具体的に)
自分のこれからの生活についてどう思っているか	積極的・楽しみ ⇔ 無気力・不安 (具体的に)

<自立への援助において確認すべき項目(2)>

分類	項目
生活技能	食生活の管理（自炊/購入/保存など）ができる
	衣服の洗濯、管理ができる（コインランドリー/クリーニング店の活用法など含む）
	服装や髪型など身だしなみへの配慮ができる
	生活の必要経費について理解し、家計の管理（家計簿、やりくりなど）ができる
	預貯金の方法について理解している
	クレジットカード、ローンについて理解している
	印鑑の使い方について理解している
	健康保険の加入について理解している
	国民年金について理解している
	携帯電話やインターネットの使用について理解し、コントロールできる
	街頭販売やマルチ商法について理解している
	クーリングオフ*について理解している
	電気/ガス/水道などの支払い、管理などについて理解している
	必要な生活機器（テレビ/掃除機/冷蔵庫など）の購入・管理ができる
	住居探しの方法（新聞/雑誌/不動産屋）について理解している
	家賃/敷金/礼金について理解している
	保証人（親族/保証人制度など）について理解している
	転居の方法について理解している
	居室の掃除、整理整頓ができる
	ゴミの出し方（分別/曜日/場所/粗大ゴミなど）を理解し、また実行できる
酒/タバコについて理解し、コントロールできる	
性についての知識/理解を習得している	
生活リズム（起床から就寝まで）を体得している	
自動車の運転免許取得と交通安全について理解している	
ギャンブルのリスクについて理解している	
消費者金融について理解している	
就職過程	職業探しの方法（求人雑誌/広告/ハローワーク）を知っている
	ハローワーク（職業安定所）の場所の調べ方や申し込みの方法を知っている
	履歴書の書き方を知っている
	電話のかけ方、面接での話し方などを習得している
	給与（日給/月給/年俸、賞与/各種手当など）について把握している
	必要な資格取得（運転免許など）について理解している
	上司・目上の人との接し方について習得している
進学過程	新居から通学することになる大学/短大/専門学校までの通学手段を理解している
	学費・生活費など必要な支出額について理解している
	奨学金の申請について理解している
	アルバイトと学業との両立ができそうである
	休学/退学について理解している
	卒業後の進路について、子どもなりのビジョンをもっている
社会資源の把握	福祉事務所の利用方法を知っている
	銀行の利用方法を知っている
	郵便局の利用方法を知っている
	医療機関の利用方法を知っている
	保健所・市町村保健センターの場所を把握している
	市役所の活用（戸籍/住民票などの入手）について把握している
	消費者生活センターを把握している
	警察の場所を把握している
	困った時など相談できる友達が（近くに）いる
	困った時に、在籍していた施設に連絡できる
社会儀礼の把握	手紙の書き方について理解している
	近所づきあいの仕方について理解している
	宗教団体・政治団体とのかかわり方（断り方/謝り方など）を理解している

*クーリングオフ：割賦販売や訪問販売で、購入の申し込み・契約をした消費者に、一定期間内ならば違約金を支払うことなく契約の解除、申し込みの撤回を認める制度。

2. 保護者との関係の調整

保護者は社会資源としてどの程度の協力が得られるか、事前に確認しておく（保証人になる、学費や生活費を援助する、日常の食事・入浴などに実家が利用できるなど）。保護者との関係を考慮しながら、新しい住居や生活のスタイルを決めていく。

保護者が子どもに経済的に依存する姿勢、例えば、保護者が子どもに金品をねだる、子どもの職場に借金を求めるなどをどう防ぐかについても、対処の方法を具体的に考えておくことが必要な場合がある。

3. 退所後のサポートネットワークの準備

自立後の経済的困難、社会的・对人的困難、心理的困難など、生活上の様々な困難に際して、いつでも相談に応じることができるよう、福祉事務所、保健所・市町村保健センター、精神保健センター、元の施設などが連携し、サポート体制を整える。

IV. 退所時～退所後

【援助の概要】

A) 家庭復帰

<退所時点での対応>

- ①退所条件の確認、履行の約束
- ②子どもの適応過程の説明
- ③保護者の適応過程の説明
→退所後に起こりうる問題についても再確認
- ④事故防止のための援助と助言
- ⑤サポート体制の説明
 - ・必要に応じて援助が継続されることの説明と同意
 - ・連絡先、連絡方法
 - ・ネットワークの存在



<フォローアップ>

- ①子どもの姿を見て確認
 - ②保護者に話を聴いて確認
 - ③子どもに話を聴いて確認
 - ④関係機関への確認
- ↓
- ・虐待の再発はないか
 - ・保護者の適応状態
 - ・子どもの適応状態
 - ・困っていることはないか

B) 里親委託

<退所時点での対応>

- ①退所条件の確認
- ②子どもの適応過程の説明
- ③里親の適応過程の説明
→退所後に起こりうる問題についても再確認
- ④事故防止のための援助と助言
- ⑤サポート体制の説明
 - ・児童相談所と協力して援助が実施されることの説明と同意
 - ・連絡先、連絡方法
 - ・ネットワークの存在



<フォローアップ>

- ①子どもの姿を見て確認
 - ②里親に話を聴いて確認
 - ③子どもに話を聴いて確認
 - ④児童相談所への確認
- ↓
- ・子どもの適応状態
 - ・里親の適応状態
 - ・保護者との関係
 - ・困っていることはないか

C) 自立

<退所時点での対応>

- ①退所条件の確認
- ②適応過程の説明
- ③保護者との関係についての説明
→退所後に起こりうる問題についても再確認
- ④事故防止のための援助と助言
- ⑤サポート体制の説明
 - ・必要に応じて援助が継続されることの説明と同意
 - ・連絡先、連絡方法
 - ・ネットワークの存在



<フォローアップ>

- ①子どもの姿を見て確認
 - ②子どもに話を聴いて確認
 - ③関係機関への確認
- ↓
- ・子どもの適応状態
 - ・保護者との関係
 - ・困っていることはないか

【具体的取り組み】

A) 家庭復帰の場合

1. 退所時点での対応

家庭復帰は、子どもにとっても保護者にとっても環境が大きく変化し、とまどいや不安を感じることも多く、適応に大きなエネルギーを要する。退所にともなって生じうる問題や退所の条件については、退所前に繰り返し説明する必要があるが、退所時には保護者はしばしばうわの空で聞き流すので、メモや決まった書式に説明事項を記入し、手渡して、再度確認することが大切である。

また、保護者および子どもへの援助は、必要に応じて今後も継続されることを伝える。

＜保護者に話すこと、確認することリスト＞

(→p. 34 Ⅲ-A) 家庭復帰の場合 2-2. 退所に向けた家族の準備への援助 参照)

①退所の条件とその履行についての約束

- ・＜家庭復帰による退所の条件＞(→p. 33 参照)が満たされていることを、保護者とともに再度確認する。
- ・今後も継続的に条件の充足が必要であることを説明する。
- ・条件の各項目について何らかの変化があった場合、連絡および相談をするよう話す。
- ・児童相談所、施設による退所後のフォローアップ(→次項2. フォローアップ 参照)を積極的に受け、協力して子どもの養育にあたることを約束してもらう。

②子どもの保護者・家庭への適応について

- ・適応過程における子どもの変化、適応にかかる時間、個人差の問題について説明する。
- ・施設での行動特性から予測される適応パターンについて説明し、助言する。
- ・現時点での子どもの能力、学校生活の様子等もきちんと伝える。

③保護者の子どもへの適応について

- ・適応過程における保護者の変化、適応にかかる時間、個人差の問題について説明する。
- ・子どもとの関わりの基本：しつけよりも、まずは子どもが安心できることを目標とする。

④事故防止のための援助と助言

- ・施設環境と家庭環境との違いについて説明する。
- ・危険物への対応(特に乳幼児において)について具体的に助言する。

⑤退所後のサポート体制について

- ・SOSの発信の重要性といつでも相談に応じることを説明する。
- ・退所後の施設への連絡方法について説明する。
- ・退所後の保護者の連絡先と連絡方法について確認する。

2. フォローアップ：子どもの安全の確認と退所時の条件が履行されていることの確認

退所後の環境に子どもや家族が慣れるのに通常半年ほど要するため、少なくとも退所後6ヵ月程度は必ずフォローを行い、子どもの安全の確認と退所時の条件が履行されていることの確認を行う。特に最初の3ヵ月は不安定な時期であり、重点的なフォローアップと親子への援助が非常に大切である。

施設としては、すでに子どもが退所しているため、正式な業務としてどこまで介入できるかという問題がある。この点については、児童相談所をはじめとする関係機関と十分に協議し、あらかじめ役割分担を話し合っておく必要がある(→p. 35 Ⅲ-A) 家庭復帰の場合 3. 退所後のサポートネットワークの準備 参照)。確認された情報については、関係機関で共有できるようなシステムを作っておく。子どもの安全が脅かされている場合や、退所時の条件が履行されていない場合は、関係機関が連携して迅速に対応することが必要である。どの機関がイニシアチブを取って対応するか(通常は児童相談所であることが多い)についても、あらかじめ協議しておく必要がある。

2-1. フォローアップの方法と内容

家庭訪問する、行事などを通じて施設に誘う、定期的に電話や手紙で連絡をとる、関係機関を通じて確認する、などがある。関係機関の役割分担にもよるが、いずれかの機関が直接子どもや保護者に会って確認をすることが必要である。その際、家庭訪問事業の活用も有効である。

関係機関に見守りを依頼することは、退所後のフォローアップにおいて必要不可欠であるが、学校等への通知を嫌がる保護者もいる。保護者の意向を尊重しながら、しかし効果的な見守りができる体制をどのように整えるか、関係諸機関で十分に打ち合せをしておく必要がある。

また、子どもや保護者に話を聴く場合は、「はい」「いいえ」ではなく、文章で答えてもらうような聞き方をすることが重要である。虐待の再発のリスクを判断するためには、ていねいな聴き取りが必要である。

さらに、保護者の前では子どもは十分に事実を伝えにくいことがあり、それと同時に子どもの前

では大変さを出せない保護者も多いと思われる。したがって、子どもと保護者が同席している場面だけでなく、別々に話を聴くことが必要な場合もある。保育所、幼稚園、学校など、保護者のいない場面で子どもに面接を実施する、また子どものいない場面で保護者に面接をするなどして、虐待の再発の有無やそのリスクについて確認することが必要である。

<フォローアップで確認すべき内容>

①子どもの姿を見て確認する

- ・子どもの表情や態度（表情が乏しい、視線を合わせない、話したがらない、態度がおどおどしている、やたらに明るくふるまう、など）
- ・目に見える外傷の確認（内出血によるアザなど）
- ・やせていないか、不潔でないか
- ・保護者に対する態度（保護者の顔をうかがう態度、保護者と顔を合わせず沈んだ様子、など）

②保護者に話を聴いて確認する（態度やことばが拒否的でないかに留意）

- ・全体的な子どもの様子
- ・子どもを引き取ってからの家庭（家族）の変化
- ・子どもとの生活の感想（楽しい、イライラする、疲れるなど）
- ・困っていることはないか（睡眠、摂食、排泄、生活のリズム、時間の使い方など具体的に聴く）
- ・退所の条件の再確認、条件が履行されていることの確認
（退所時に手渡したメモや書類を見ながら確認し、聞き落としのないようにする）

③子どもに話を聴いて確認する

- ・心身の調子
- ・家族との生活の感想
- ・困っていることはないか

④関係機関への確認

ネットワークに参加している関係機関で、把握している情報を共有できるよう、相互に確認する。

B) 里親委託の場合

1. 退所時点での対応

家庭復帰の場合と同様に、子どもおよび里親にとって適応には大きなエネルギーが必要となる。今後予想される問題や適応過程について、里親には再度十分に説明する。説明内容については、上記A) 家庭復帰の場合<保護者に話すこと、確認することリスト>（→p. 41）を参照のこと。メモや決まった書式に説明事項を記入し、手渡すことが望ましい。

フォローアップについても説明し、養育の困難に際していつでも援助が受けられること、問題を抱え込むことのないようにしてほしいということを伝える。

2. フォローアップ

里親委託のケースにおいても、家庭復帰ケースと同様のフォローアップが必要である。フォローアップの内容と方法については、上記A) 家庭復帰の場合<フォローアップで確認すべき内容>（→p. 42）を参照のこと。

委託まで一緒に暮らした経験がないため、里親と子どもとの関係形成には独特の難しさがあり、時間がかかることが多い。適応過程も一進一退でなかなか進展しないように見えることがある。児童相談所と連携をとり、子どもと里親の意向を確認しながら見守っていく姿勢とともに、里親への積極的な援助も必要である。

C) 子どもが自立する場合

1. 退所時点での対応

自立に向けての援助プログラムの中でも、特に重要であると思われる点、あるいはすぐに必要となる点について、再度確認する。子どもの自立を祝福すると同時に、今後も見守り、相談にのるこ

と、困ったときはいつでも来てよいことを伝える。

2. フォローアップ

フォローアップの内容と方法については、上記A) 家庭復帰の場合<フォローアップで確認すべき内容> (→p. 42) を参照のこと。

本人からの連絡を待つだけでなく、困っていることはないか等生活の様子を確認し、必要な援助を行うことも大切である。

資料1

出典：横浜市「家族支援のためのチェックリストとプログラム作成マニュアル」（2001.3）

家族支援のためのチェックリスト

横浜市児童相談所

(ケースNo. -)

◎重要項目

児童氏名	・	年	月	日生	・評価回数	回目
記入年月日	年	月	日	・評価者サイン（複数）		

「子どもの状況」

- ◎① 親に対する恐怖心が軽減していること（親と安定して向かい合えること）
 ? ・

0	1	2	3	4	5

 具体的に：
- ◎② 対人関係や情緒が安定し、環境や集団に適応可能であること
 ? ・

0	1	2	3	4	5

 具体的に：
- ◎③ 虐待（親子関係不調）に対する認知に改善が見られること（自己評価・親評価の修正）
 ? ・

0	1	2	3	4	5

 具体的に：

「親・家族の状況」

- ◎④ 「虐待（親子関係不調）の事実」を認めていること
 ? ・

0	1	2	3	4	5

 具体的に：
- ◎⑤ 援助を求めていること（孤立していないこと）
 ? ・

0	1	2	3	4	5

 具体的に：
- ◎⑥ 子どもへの怒りのコントロールができること（虐待に至らないこと）
 ? ・

0	1	2	3	4	5

 具体的に：
- ◎⑦ 子どもの立場に立った見方・感じ方ができること（子どもへの認知の歪みがないこと）
 ? ・

0	1	2	3	4	5

 具体的に：
- ◎⑧ 親が精神的に安定していること
 ? ・

0	1	2	3	4	5

 具体的に：
- ◎⑨ 夫婦や家族に対して、地域・社会のモニター・支援機能が存在すること
 ? ・

0	1	2	3	4	5

 具体的に：
- ◎⑩ 子どもの物理的・心理的居場所があること（家族関係や家族状況が調整されていること）
 ? ・

0	1	2	3	4	5

 具体的に：
- ◎⑪ 生活基盤が安定していること（経済面・住居等）
 ? ・

0	1	2	3	4	5

 具体的に：
- ◎⑫ 児童相談所もしくは関係機関との相談（信頼）関係が築かれていること
 ? ・

0	1	2	3	4	5

 具体的に：

「親子関係の状況」

- ◎⑬ 親子がお互いに楽しく過ごせること
 ? ・

0	1	2	3	4	5

 具体的に：
- ◎⑭ 親子がお互いに肯定的に評価しあえること
 ? ・

0	1	2	3	4	5

 具体的に：